長野県第二種特定鳥獣管理計画 (第2期イノシシ管理)

平成 26 年 3 月 (策定) 平成 27 年 5 月 (変更)

長 野 県

(参考)年号•西暦早見表

| 年 | 号 | 西暦 |
|----|----|------|
| 昭和 | 49 | 1974 |
| | 50 | 1975 |
| | 51 | 1976 |
| | 52 | 1977 |
| | 53 | 1978 |
| | 54 | 1979 |
| | 55 | 1980 |
| | 56 | 1981 |
| | 57 | 1982 |
| | 58 | 1983 |
| | 59 | 1984 |
| | 60 | 1985 |
| | 61 | 1986 |
| | 62 | 1987 |
| | 63 | 1988 |
| | 64 | 1989 |

| 年 | 号 | 西暦 |
|----|----|------|
| 平成 | 元 | 1989 |
| | 2 | 1990 |
| | 3 | 1991 |
| | 4 | 1992 |
| | 5 | 1993 |
| | 6 | 1994 |
| | 7 | 1995 |
| | 8 | 1996 |
| | 9 | 1997 |
| | 10 | 1998 |
| | 11 | 1999 |
| | 12 | 2000 |
| | 13 | 2001 |
| | 14 | 2002 |
| | 15 | 2003 |
| | 16 | 2004 |
| | 17 | 2005 |
| | 18 | 2006 |
| | 19 | 2007 |
| | 20 | 2008 |
| | 21 | 2009 |
| | 22 | 2010 |
| | 23 | 2011 |
| | 24 | 2012 |
| | 25 | 2013 |
| | 26 | 2014 |
| | 27 | 2015 |
| | 28 | 2016 |
| | 29 | 2017 |
| | 30 | 2018 |
| | 31 | 2019 |
| | | |

目 次

| 1 | | 量 | +ī | 画 | 策 | 定 | 0 | 目 | 的 | J | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|----|---|---|------------|----|----|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|---|-----|-----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | | 言 | ΉĪ | 画 | 策 | 定 | 0 | 背 | 景 | ح : | 経 | 湄 | j | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 3 | | 言 | ΉĪ | 画 | 0) | 対 | 象 | 鳥 | 襟 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 4 | | 言 | ΉĪ | 画 | 0) | 期 | 間 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 5 | | 言 | +1 | 画 | 0) | 対 | 象 | 地 | 域 | į | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | (| 1 |) ; | 対 | 象 | 地 | 域 | ; | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | (| 2 |) : | 地: | 域 | 個 | 体 | 群 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 6 | | 牛 | 寺 | 定. | 鳥 | 獣 | (D) | 現 | 状 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | (| 1 |) ′ | 生 | 息 | 状 | 況 | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | (| 2 |) 7 | 被 | 害 | 0) | 発 | 生 | 状 | :沉 | į | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 7 | | 育 | ń, | 期 | 計 | 画 | (D) | 評 | 価 | jO) | 実 | 施 | i\H | 池 | 己 | に | 対 | す | `る | 評 | 価 | と | 対 | 応 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | (| 1 |) 1 | 保 | 護 | 管 | 理 | 体 | 制 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | (| 2 |) 7 | 被 | 害 | 防 | 除 | 対 | 策 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | (| 3 |) ; | 捕 | 獲 | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | (| 4 |) <u>′</u> | 生 | 息 | 環 | 境 | 対 | 策 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | S |
| 8 | | 乍 | 宇. | 理 | 0) | 目 | 標 | į | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | (| 1 |) ; | 基 | 本 | 目 | 標 | į | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| | (| 2 |) 2 | 管. | 理 | (T) | 基 | 本 | :方 | 針 | - | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| 9 | | E |] 7 | 熛 | を | 達 | 成 | す | `る | た | め | 0 | 卢 | L/Z | | 的 | な | 取 | り | 組 | み | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | (| 1 |) 7 | 被 | 害 | マ | ツ | ブ | [°] 情 | 報 | (O) | 作 | 动 | Ì | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | (| 2 |) ; | 具 | 体 | 的 | な | 管 | 理 | (D) | 流 | わ | , | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | (| 3 |) 2 | 管. | 理 | (T) | 実 | 施 | 方 | 法 | 等 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 6 |
| | (| 4 |) = | 普 | 及 | 啓 | 発 | | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | 7 | E. | = | タ | IJ | ン | グ | | | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | 8 |
| | (| 1 |) - | 長 | 期 | モ | = | タ | IJ | ン | グ | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| | (| 2 |) { | 短 | 期 | 的 | モ | = | タ | IJ | ン | グ | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | 言 | +ī | 画 | の | 実 | 施 | 体 | 制 | | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| | | | | | | | | | | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (| 2 |) : | 行! | 政 | 以 | 外 | ·0) | 役 | '割 | J | | • | | | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | Ç |

| 資 料 編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・12 |
|--------------------------------|
| |
| 1 生息状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・14 |
| (1)分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・14 |
| (2)分布の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・15 |
| (3)前期との分布の比較・・・・・・・・・・・・・・16 |
| 2 隣県におけるイノシシの生息状況・・・・・・・・・・17 |
| 3 被害状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 |
| (1)現在の被害分布 ・・・・・・・・・・・・・・・18 |
| (2)過去におけるイノシシの状況 ・・・・・・・・・・19 |
| (3)農林業被害額の状況 ・・・・・・・・・・・・・20 |
| 4 対策の効果と課題・・・・・・・・・・・・・・・24 |
| (1)対策方法別の効果と課題・・・・・・・・・・・・24 |
| (2)防除対策の状況・・・・・・・・・・・・・・・・25 |
| (3)捕獲対策の状況・・・・・・・・・・・・・・・26 |
| 5 被害情報マップの作成例 ・・・・・・・・・・・・28 |
| 6 計画策定に使用した調査資料の概要・・・・・・・・・・29 |
| 捕獲・目撃記録様式 ・・・・・・・・・・・・・・31 |

1 計画策定の目的

長野県第二種特定鳥獣管理計画(第2期イノシシ管理)(以下「計画」という。)の目的は、科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持」を図る。また、人身被害発生の恐れがある場合には、これの回避を図ることとする。

なお、この計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第4条の規定に基づき、長野県第11次鳥獣保護管理事業計画(平成27年5月変更)第6の特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項に記載された内容を踏まえて作成するものである。

2 計画策定の背景と経過

本県のイノシシは、現在では県下のほとんどの地域に生息しており、多くの地域で農業被害を引き起こしている。(資料編 P18 図 4 参照)

イノシシによる農林業被害は、特に平成に入り顕在化して以降、生息域の拡大に伴い平成19年度の1億7千万円まで増加した。(資料編P20 図6参照) このため、長野県では、平成21年度にアンケート調査を中心に生息実態調査を行い、その生息分布、生息環境などを把握し、

- (1)イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持
- (2)イノシシによる農林業被害の軽減

を図ることを目的として、平成21年10月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく第1期計画を策定し、計画に基づく被害防除対策を実施してきた。

この間に、侵入防止柵の設置等の防除対策、年間6千頭を越える捕獲対策及 び収穫残渣等の適切な処理や緩衝帯整備などの生息環境対策を実施してきた が、現在では農林業被害額は平成22年度のピーク時の約6割となっているも のの、依然として年間1億円を超えているほか、新たな地域で被害が発生する など、引き続き被害の抑制に取り組む必要がある。

このため、平成 26 年度以降についても、モニタリング等による評価を行いつ、イノシシによる被害の低減を図るための対策を推進するため、平成 25 年度にアンケートを中心に調査を行い、第 2 期計画を策定した。

なお、平成26年5月26日付けで「鳥獣保護管理法」が公布され、これまでの「特定鳥獣保護管理計画」は、同法第7条に規定する「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」並びに「希少鳥獣保護計画」及び「特定希少鳥獣管理計画」に区分され、現行の計画の内容から、当該計画については、「第二種特定鳥獣管理計画」として取り扱うこととする。

3 計画の対象鳥獣

イノシシ(Sus scrofa)

なお、飼育されたものが逃亡または遺棄され野生化したブタ(Sus scrofa var. domesticus)及びイノシシとブタが交雑したイノブタ(野生化したものに限る)についても、本計画により対応する。

4 計画の期間

平成27年5月29日から平成30年3月31日まで ただし、第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく期間は3年間とする。 また、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があり、 見直しの必要が生じた場合には、計画の改定等を検討する。

5 計画の対象地域

(1)対象地域

長野県下全域

(2)地域個体群

現時点でイノシシ分布が全県にわたっていることから、計画の対象地域は県下全域とする。(資料編 P14 図 1、P15 図 2、P16 図 3 参照)

なお、分布や生息状況に明確な境界がないことから、保護管理ユニット も県下全域一括とする。

6 特定鳥獣の現状

(1)生息状況

県下の生息状況は平成25年度の調査結果により以下のとおり推定される。生息分布は、ほぼ全域に及んでいる。

本来、昼行性であると言われているイノシシは、過去からの高い捕獲圧により一般的に夜行性に習性を変えていたが、近年、昼間に行動するケースも確認されており、昼間に人里に目撃される事例も複数ある。

中山間地域の農地周辺が耕作放棄等で藪になってしまったこと、農地や 人里に人影が少なくなってしまったこと等により、警戒心が薄い個体が増加していることが考えられる。

このことは、被害の増加、高栄養である農作物の採食による繁殖力の増加、さらに分布域の拡大につながっていると考えられる。

なお、現時点で、個体数推定については、学術的に調査方法が確立されていない状況にある。

しかし、捕獲数、アンケート結果等からみると、生息頭数が減少している傾向は無く、増加しているものとみられる。

(2)被害の発生状況

イノシシの被害として、当初の被害は里山で生産される林産物(キノコ、タケノコ等)が主であったが、近年ではその9割以上が農業被害である。 なお、近年1.2億円から1.9億円で高止まりの傾向を呈している。(資料編P20 図6参照)

農業被害額の内訳は、平成24年度で水稲が38%、果樹24%、野菜、イモ類が24%前後となっており、食害だけでなく踏み荒し、掘り起こし等による被害も発生している。(資料編P21 図8参照)

地域別の被害状況は、被害額で見た場合、多い順に長野、下伊那、松本であるが、被害量でも長野、下伊那、松本の順であり、果樹被害が発生している地域で被害額が多い傾向がある。(資料編 P20 図 7 参照)

なお、農林業被害額については長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計を基としているが、耕作放棄地の増加等により農業生産額が減少している可能性があることから、被害額の減少については、これも要因のひとつと考え、被害額の減少と被害対策の因果関係については更なる検証が必要となってくる。

人身被害は平成17年度まで7名が被害を受けており、その後、平成18年度から23年度までは被害者は無い状況であった。しかし、近年、平成24年度に1名、25年度に6名が被害を受けている。

加害個体は、河川沿いの藪の中を移動しているうちに居住区域(市街地等)に迷い込んだ個体とみられる。

7 前期計画の実施状況に対する評価と対応

前期計画では、農林業被害を減少させるため、複数の防除技術を組み合わせた総合的な対策を講ずることを目標として実施してきた。

平成23年以降被害額が減少しているが、依然として1億円を上回っている高止まりの状況であることから、今後も取り組みを継続する必要がある。 各項目別の実施状況は以下のとおりである。

(1)保護管理体制

地域、集落の特性に応じた総合的な被害対策を行うため、集落における 加害形態、生息状況、対策等を表示した図面(以下、被害情報マップ)を作 成しながら、現状を目に見える形で一元的に検証することとしてきた。

しかし、実際に作成されていない場合が多いことや、集約する仕組みが 無かったので、地域ごとの検証ができていない。

このため第2期計画においては、各地域の県現地機関職員で構成される 野生鳥獣被害対策チーム(以下「対策チーム」という)が市町村と共に、各集 落等の被害情報マップ作成段階から関与し、情報の整理、共有を図る必要 がある。

(2)被害防除対策

平成21年度から国庫補助施策を積極的に活用したことにより、県下各地市町村において、主にイノシシ・ニホンジカ対策を目的に整備が進んだ。 平成24年度現在での総延長は1,397kmに及んでいる。(資料編P26 表2参照)

整備が進んだ地区を中心に農業被害が減少してきたが、現在、未整備地 区において被害が引き続き発生しているため、今後の対応が課題である。 また、整備した地区においても、道路、河川を横切らざるを得ない部

おに、整備した地区においても、道路、例川を傾切らさるを停ない部分(以下、開口部)からの侵入や、破損した部分からの侵入が発生しているため、対策が必要である。

(3)捕獲対策

捕獲強化対策として、平成21年度から実施している狩猟期間の延長等により、平成22年度の捕獲数は過去最大の10,370頭となった。(資料編P26 図13参照)

さらに、平成23年度から集落ぐるみの対策の取組が始まり、県下34集落において「集落等捕獲隊」が編成されている。

しかし、狩猟者人口の減少と高齢化が進んでおり、今後の担い手の確保 と捕獲体制の維持等が必要である。

(4) 生息環境対策

残置野菜の除去や、廃棄果実の適切な処理が徹底されていない地域が多く、誘引原因が払拭されていない。

また、緩衝帯整備が実施されているが、実施が一部の地域に限定されていたり、整備後の維持管理が行われず元の状態に戻ってしまう地域も多い。このため、廃棄果実の除去等の一層の周知を図るとともに、事後管理が必要な対策の役割分担の明確化を図る必要がある。

8 管理の目標

科学的・計画的な管理によりイノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り、「イノシシの個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る」ことを目標とし、「被害防除」「捕獲」「生息環境の整備」を集落ぐるみで総合的に進めることとする。

イノシシは、個体数が増加することによって農林業被害も拡大する動物であるが、繁殖力が非常に高いため、捕獲圧をかけることだけで被害を軽減させることは困難と言われている。

このことから、加害個体の捕獲できる可能性の高い被害地周辺の捕獲に重点を置きつつ、生態に即した効果的な被害防除と人里に寄せ付けないため生息環境の整備を総合的に組み合わせることにより農林業被害を減少させることを目標とする。

また、農林業被害の状況、分布の拡大状況を見ると、現在の捕獲圧が地域 個体群の維持に大きなダメージを与えることはないと考えられることから、 今期計画においても引き続き、現在と同等かそれ以上の捕獲を行うこととす る。

(1)基本目標

ア 出没防止のための生息環境の整備実施

人里や農地周辺においては、周辺の藪や森林を整備し見通しをよくすること(緩衝帯整備など)によりイノシシが出没しづらい環境を造成するとともに、生ゴミや廃棄果実等の誘因物を適正に処理することによりイノシシを呼び寄せない環境への改善を推進する。

また、森林地域においては、間伐等の適正な森林整備や針広混交林への誘導など、イノシシも含めた野生鳥獣が生息できる多様な森林の維持、造成を推進する。

イ 効果的な被害防除の実施

集落の地形、農作物の現状、耕作放棄地の位置などにより被害の状況が大きく異なることから、市町村又は集落ごとに、被害情報マップを作成する。これをもとに、地形、被害等の現状に合わせた侵入防止柵(資料編 P25 図 12 参照)を選択し、戦略的な防除を計画し、実施する。

ウ 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

繁殖力が高いため、「数を減らす」の手段だけで被害を軽減させることは実質的には困難である。

しかし、地域でうまく加害個体が捕獲できた場合に被害が収まる事例があるので、捕獲はあくまでも被害対策の一つの方法として位置付け、被害地及びその周辺を中心に行う。

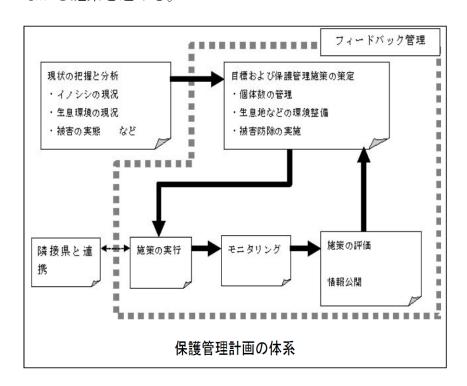
また、被害が減らない地域及び被害先端地域においては、被害の軽減と分布拡大の抑制を図るため、捕獲圧を上げる方法を検討していく。

さらに、生息密度の増加抑制及びイノシシの人に対する緊張感を醸成 するため、狩猟を推進する。

(2)管理の基本方針

○ 今期計画中は被害の「被害防除」「捕獲」「生息環境の整備」の各施策を 実行しながら、下図(計画の体系)のとおり生息状況や被害状況、捕獲状 況等のモニタリングを行い、本計画を見直していくものとする。

- 特に、今期計画中は被害防除を重点とする総合対策を推進することと するが、捕獲や被害等の継続的なモニタリングを実施し、個体群の急激 な変化が予測される場合には、適切な捕獲管理等を検討する。
- 計画の見直しには、学識経験者・狩猟団体・農林業者・自然保護団体等からなる「特定鳥獣等保護管理検討委員会」の評価・提言を受けるとともに、適切な情報公開により、関係者との情報の共有及び合意形成を図る。
- イノシシの生息分布は県外に連続することから、関係する県と連携しながら施策を進める。



9 目標を達成するための具体的な取り組み

前期と同様、集落が共通認識の下に一体となって「被害防除対策」、「個体群管理」、「生息環境対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を進める。

また、捕獲のみでの被害の減少は困難であるので、被害防除や生息環境整備を組み合わせて行うことが重要である。

(1)被害情報マップの作成と活用

イノシシの加害形態、出没状況、対策等を表示した地図(以下、被害情報マップ)を作成することにより、被害の情報、防除の現状を目に見える形で一元的に検証することができる。これをもとに、より効果のある対策を、集落等の共通認識の下に計画、実施することが可能となる。(資料編P28 図 16 参照)

また、出没情報があったときなどに、当該マップを人身被害防止対策の 基礎資料として活用する。

(2) 具体的な管理の流れ

- ア 市町村及び各地方事務所内に設置された対策チームは、集落の特性に 応じた総合的・計画的な管理(被害防止対策)を行うため、集落住民とそ れぞれの集落における加害形態、生息状況、対策等を把握し、被害情報 マップを作成する。
- イ 市町村、対策チームは、アの内容を踏まえ、対策実施を支援する。
- ウ 市町村は各集落の被害情報マップを市町村図等を用いて集約し、管内 の状況、出没動向を把握する。また、対策立案の資料として活用する。
- エ 対策チームは、管内各市町村の被害情報マップを、地方事務所管内図 等を用いて集約し、広域的な状況、出没動向を把握する。
- オ 地方事務所管内を単位とした地方保護管理対策協議会(以下「対策協議会」という。)は、各市町村等から得られた情報、対策チームが集約した情報を整理、集約し、効果的な被害対策について検討を行い、市町村界をまたぐ対策や協力体制などの広域調整を行う。

(3)管理の実施方法等

生息環境の整備、被害防除、捕獲等は地域の実情に合わせて下記により 実施する。

ア 生息環境の整備の考え方

イノシシを人里に寄せ付けないため生息環境の整備は、緩衝帯整備を 基本として行う。

緩衝帯整備は、人里や農地と森林地域との間を明確にし、イノシシを 出没しづらくさせるため、人里や農地周辺の藪の刈払いや森林の除間伐 ・枝払いにより行う。

なお、緩衝帯と侵入防止柵等の被害防除とあわせて実施することにより、より効果が上がること、防除施設の見回り補修等がし易くなること、

更には見通しがよくなることにより銃猟が安全かつ効率的に実施できるようになること等から、イノシシの管理の基盤整備として位置づけて推進する。

実施に当っては、被害情報マップを活用し、山際のみでなく侵入のための移動経路となり得る河川敷、大規模道路や鉄路沿いの藪等についても、管理者等と調整しつつ対応を検討する。

また、野菜や果実の取り残しや廃棄果実や生ごみの放置は、餌付けと同様に人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となることから、全数の収穫及び埋設など適切な処理を徹底する。

イ 被害防除の考え方

農業被害の防除は、侵入防止柵の設置を基本とし、被害情報マップを作成し集落の被害状況や防除の現状を把握したうえで適正な維持管理を前提に設置することとし、現場状況に応じ柵の種類を選択する。(資料編 P25 図 12 参照)

また、計画、実施にあたっては必要に応じ野生鳥獣被害対策支援チーム等の専門家の指導を受ける。

また、維持管理は受益者等が組織的、定期的に行い、その性能、機能が持続するよう努める。また、道路、河川等の開口部対策も現場状況により行う。

特に、電気柵は適切な維持管理が不可欠なことから、導入に当たっては管理体制を明確にする。なお、農業基盤整備等にあたっては、「守り易い」農地の配置についても検討する。

ウ 捕獲の考え方

イノシシは1回に平均4.5頭を出産し、その半数が成獣となるという 高い繁殖力を持ち、減少させるためにはその生息数の半分を獲り続けな ければならないといわれている。

狩猟者の減少及び高齢化が著しく、ニホンジカ等に対しても相当な捕獲圧をかけなければならない現状の中で、イノシシに対してそれだけの捕獲圧を加え続けることは非常に困難な状況であるが、加害個体をうまく捕獲できた場合に被害が収まる事例がある

イノシシは、ニホンジカ同様に被害の程度と生息密度が比例する動物ではあるが、ニホンジカと異なり山中全ての植物を食い尽くすようなことはないため、人里や農地にさえ出てこなければ大きな問題はないといえる。

そのため、許可捕獲はあくまでも被害防除の一つの方法として位置付け、加害個体の捕獲を目的に、被害地周辺で被害の発生後速やかに行う

こととする。これは、無秩序な捕獲によりイノシシを追い散らし、分布を拡大することの防止にも繋がる。

なお、許可捕獲の実施にあたっては、適法な捕獲を行う。錯誤捕獲が発生した場合は、放獣を行う。また、檻による捕獲を行う場合には天井部分に直径 30cm 程度の穴を開けツキノワグマやニホンザルが錯誤捕獲された場合にも逃げられる構造とするものとする。

狩猟についても、適法に行うこととする。

なお、イノシシの人里に対する警戒感を持続させ、緊張感ある棲み分けを実現するために、以下の推進策を講じる。

- 1 狩猟期間の延長
- ■2 「くくりわな」の径の規制の解除
- * それぞれの措置の実施にあたっては、長野県第二種特定鳥獣管理 計画(第3期ニホンジカ管理)と整合を図る。
- * 「くくりわな」の規制解除の期間は、当該規制措置の大きな理由が ツキノワグマの錯誤捕獲防止であったことに配慮し、多くのツキノワ グマの冬ごもりに入ったであろう時期から狩猟期間終了の日までと する。なお、規制解除の開始時期については、専門家等の意見を聞き ながら狩猟期前に定めることとし、必要に応じ見直す。

また、狩猟者の減少高齢化が著しい現状を踏まえ、狩猟者の確保を進めながら、更には許可捕獲も狩猟も最終的には被害の軽減につながることから、捕獲対策は狩猟者のみに頼るのではなく、第1期計画に引き続き、地域の農家や住民の協力のもと集落ぐるみの対策実施を継続する。

なお、鳥獣保護管理法第14条の2に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、環境省令で定める「指定管理鳥獣」の生息及び農林業被害その他情勢の変化等の状況を勘案し、必要に応じて検討する。

エ 餌やりの禁止

イノシシに限らず、餌やりや餌付けは、人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となる。また、本来の野生を失わせてしまい生態系の撹乱につながることから餌やり行為の禁止について、観光客も含めた一般市民に啓発を行う。

オ 放獣等の禁止

県内ではイノブタ等の放獣行為が行われている情報はないが、こうした行為は、野生のイノシシ本来の遺伝的多様性を失わせるばかりでなく、人獣共通感染症が蔓延する危険性が高いことから、絶対に行わないこととする。

カ森林の整備

森林については、広葉樹林の保全や針葉樹林の針広混交林への誘導、間伐実施による下層植生の回復などイノシシの生息地となりうる多様な森林の保全及び整備を推進する。

(4)普及啓発

地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が主体となって普及啓発に努めることとする。

ア 地域住民への普及

住民主体による防除対策を推進するため、対策を必要とする集落に対し、市町村及び県被害対策チームによる集落点検や学習会を実施し、集落が主体となった総合的な対策についての支援を行う。

- ・イノシシの習性等の説明
- ・総合的な被害防除対策の説明等

イ 観光客等への普及啓発

緊張ある「すみ分け」を進めるため、観光客や別荘住民等を対象に餌やり行為の禁止などの普及啓発に努める。

ウ 一般県民への普及啓発

イノシシの生態や対策に関するパンフレット等を活用し、イノシシに関する基本的知識について、広報やインターネットを通じて啓発を図ると共に、相談窓口をPRする。

子供たちに野生鳥獣に関する正しい知識を得てもらうため、学校教育 の現場や自然活動行事等での積極的な普及啓発に努める。

10 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか必要に応じて計画等の見直しの検討を行う。

(1)長期モニタリング

目的:地域個体群の動向の把握により、計画の見直しや次期計画策定の ためのデータの収集

時期:概ね5年ごと若しくは短期的モニタリングの結果等により、計画 見直しの可能性が生じた時点とする。

調査項目:生息状況(分布、地域個体群の動向等)、生息環境、被害状況

(2)短期的モニタリング

目的:被害対策等へ活用、長期モニタリングのためのデータの収集及び 計画の実行状況チェックのための指標の収集

時期: 毎年

調査項目:被害情報マップ(被害状況、防除状況等)、捕獲記録(様式例 1)、出猟カレンダー(様式例2)によるCPUE(捕獲数や単位 捕獲努力量あたりの捕獲数)、WPUE(出合い率)等

11 計画の実施体制

効果的な管理施策を実施するにあたっては、県、市町村、農林業団体、集 落の住民等の関係者が協同で取り組む。

特に被害対策においては、一組織や一個人のみによるのではなく、各組織 や集落住民が施策に積極的に参画し実施する。

なお、計画を実行するにあたり、それぞれの機関の役割を次のとおりとする。

(1)行政の役割

ア 県庁(野生鳥獣被害対策本部)の役割

県は、計画の策定、計画に基づく各種施策の実行・モニタリング・施 策の評価・計画の見直しを行うこととし、その円滑な運用のために次の ことを行うこととする。

- (ア)効果的な被害対策の普及を行うため、助言、支援及び情報提供を積極的に行う。さらに、研修会等を開催し、被害防除施設の設置や保守管理等に関して市町村、集落及び農林業者に対し技術指導等のできる者の育成を図る。
- (イ)長期的モニタリング調査の実施及び短期的モニタリング調査の取りまとめを行う。
- (ウ)生息分布、行動圏把握のために隣接県との情報交換、連絡調整等を 実施する。
- (エ)間伐等の適切な森林整備の実施や針広混交林への誘導など、野生鳥獣と「すみ分け」ができる多様な森林の維持、造成を推進する。

イ 県現地機関(対策チーム)の役割

県現地機関においては、地方事務所単位に設置されている「地方保護管理対策協議会」を開催するなど地域的な管理を円滑に実施できるよう次の事項を実施することとする。

市町村及び集落に対し、被害情報マップ作成等の段階で、具体的な被

害対策等に関する助言、支援及び情報提供等を積極的に行う。

総合的な対策実施に向け、市町村、集落等に助言、支援を行う。

市町村が作成した被害情報マップ等を管内図等を用いて集約し、管内の被害・出没情報を把握する。

必要に応じ専門的な被害防除のための助言あるいは実地指導に際し、 専門家(被害対策支援チーム等)を活用する。

ウ 地方保護管理対策協議会の役割

市町村ごとの情報、状況を整理し、効果的な対策がとれるよう関係者間の連絡調整を図る。

- (ア)市町村レベルで作成した被害情報マップ等を使い、被害状況、出没 状況等を把握することにより、市町村をまたぐ対策にあたっての広域 調整を行う。
- (イ)対策チームが集約した管内の被害・出没情報を、広域的な対策に活用する。

エ 市町村の役割

- (ア)適切な被害対策・居住区域への出没対策を行うために被害情報マップ の作成を行う。
- (イ)作成した被害情報マップ等の情報を、集落等に対してフィードバック する。
- (ウ)集落等における侵入防止柵設置等設置の合意形成に向け、集落の代表 者等と協力して調整を行う。
- (エ)捕獲対策において、集落ぐるみの捕獲体制づくりに努める。

(2)行政以外の役割

ア 被害集落

- (ア)対策チーム、市町村との協同により、集落ぐるみの被害対策を実施する。
- (イ)(ア)の実施のため、地元農業者等の合意形成に努める。

イ 農業者等

所有する農作物等を中心に自己防衛的被害防除を中心に行う。

- (ア)農地に侵入しにくい環境をつくり出すために、農地周辺の藪の刈払いなど環境整備を行う。
- (イ)農地への物理的な侵入を防ぐために簡易柵等の設置を行う。
- (ウ)野菜や果実の取り残しをなくすとともに、廃棄果実を埋設するなど 適切な処理をする。
- (エ)被害情報マップ等作成のための情報提供を行う。

ウ猟友会

- (ア)捕獲対策につては、県又は市町村の要請に基づき必要な措置を講じる。
- (イ)狩猟においては、出猟カレンダー調査票の提出に協力する。
- (ウ)野生鳥獣の生態を知る者として、必要に応じ行政、関係団体、住民 に対し、被害防除などについての助言を行う。

工農業協同組合、森林組合等

広域な侵入防止柵設定などについて、営農センター、農業技術員を交えた組織的な被害防除を推進するとともに、イノシシが近付かない環境整備について、人里周辺の森林整備については森林組合等が、廃棄果実の処理については農業協同組合の協力のもとで推進する。

才 大学、NPO等

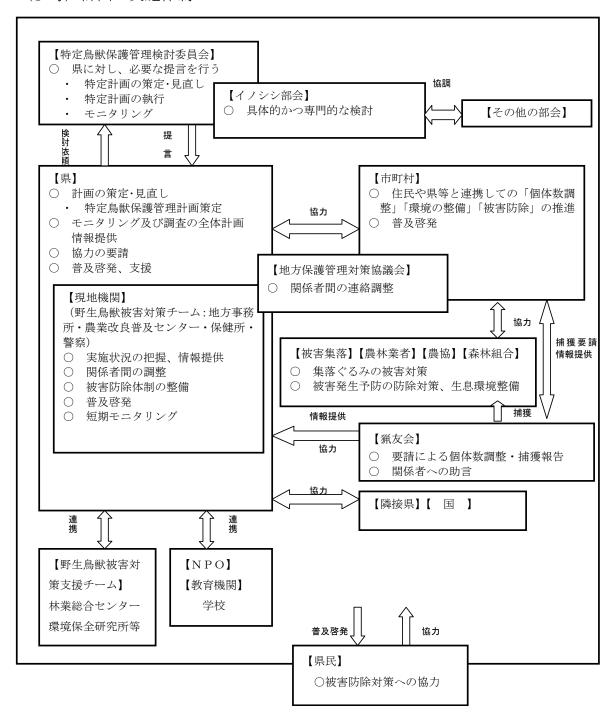
県、市町村との情報交換により管理に向けた普及啓発につとめる。

カ県民

- (ア)計画の必要性及び内容を理解していただき、被害防除対策に協力する。
- (イ)餌やり行為をしない。
- (ウ)餌付けとならないゴミ出しを徹底する。
- (エ) 生息環境整備のため、所有する森林の整備を行う。

(オ)被害情報マップ等作成のための情報提供を行う。

(参考) 計画の実施体制



資 料 編

イノシシ概要

イノシシ(Sus scrofa 以下「イノシシ」という。)は、ユーラシア大陸に広く自然分布しており、古くから重要な食料として狩猟対象とされてきた。

なお、古くから家畜化が進み、ブタ (Sus scrofa var. domesticus: イノシシが家畜 化されたもの、種としては同一)として、人間の移動とともにアメリカ大陸、オースト ラリア大陸、その他島嶼地域にも移入され野生化している。

国内においても、古くから重要な狩猟資源として利用され、縄文時代の貝塚や遺跡から骨が発掘される。

一方、基本的には里地里山の動物であることから、農業にとっては最大の加害獣の一つであり、江戸時代の中期には、大小の猪垣(猪土手)の構築、見張りや威鉄砲による追払いなどの様々な対策が講じられ、各地に遺構として残されている。

なお、そのため、大きな捕獲圧のかかった種でもあり、江戸末期には平野部と隣接する丘陵地帯から姿を消し、明治から大正にかけて、東北地方の太平洋側では分布域がほとんど消滅した。

しかしその分布域も昭和中期から拡大傾向に転じ、現在もその傾向が続いており、平成に入ってから被害量も急増し、全国の平成22年の被害額は68億円となっており、ニホンジカに次いで大きな被害となっている。

1 生息状況

(1) 分布状況

県内のイノシシの分布状況は図1のとおり

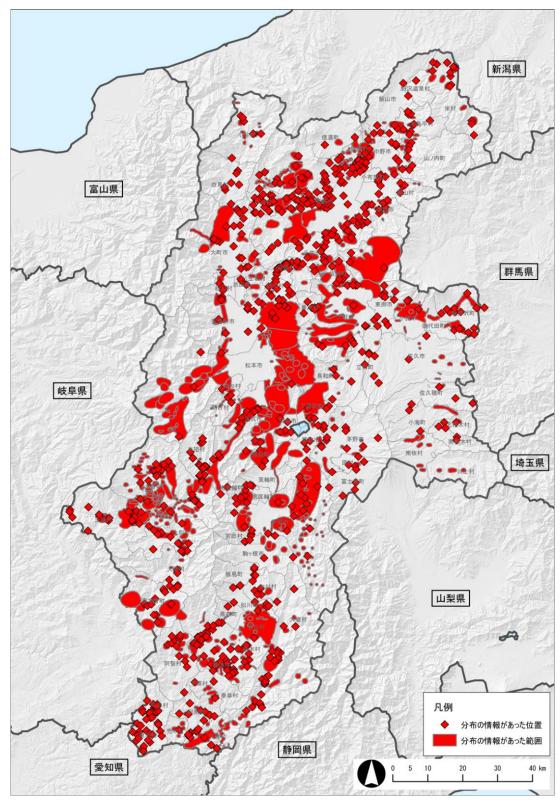
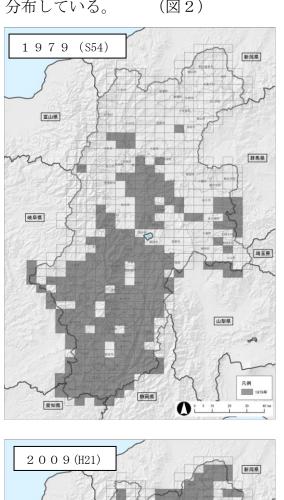
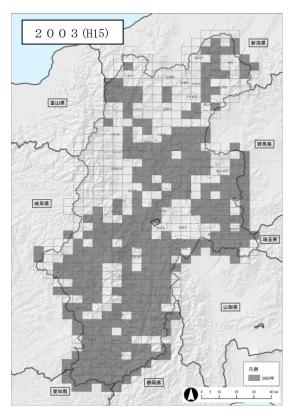


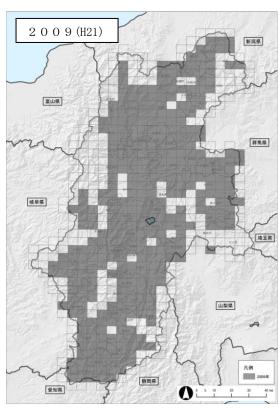
図1 分布状況(H25)

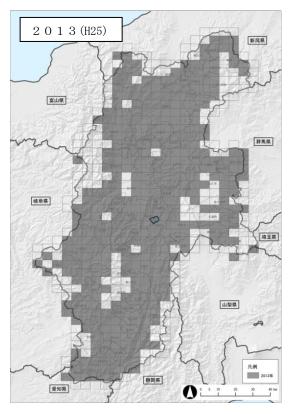
(2)分布の推移

本県のイノシシは、2000年以前の時点では中南信地域を中心に分布していたが、2000年以降は分布を北東部に拡大し、現在では、ほぼ県下全域に分布している。 (図2)









(3) 前期との分布の比較

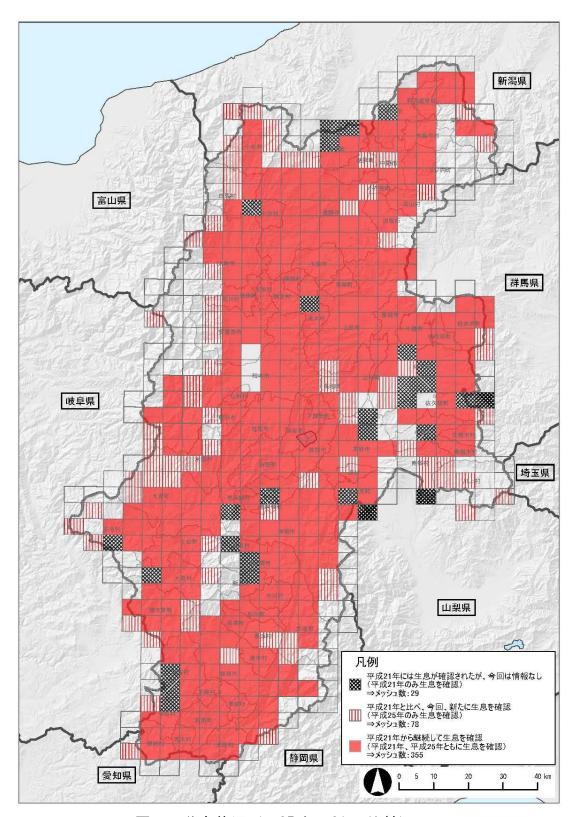


図3 分布状況(H25とH21の比較)

2 隣接県におけるイノシシの生息状況

長野県に隣接する8県におけるイノシシの生息状況及び特定鳥獣保護管理 計画の策定状況について以下に示す。特定鳥獣保護管理計画は新潟県を除く 7 県に おいて策定されている。

■富山県

【生息状況】

標高 25~300m の丘陵地から山間地を含む低山帯を 中心に生息している。

柱阜県

gren.

【特定鳥獣保護管理計画】

第1期計画(平成24年度策定)

■新潟県

【生息状况】

上越地区、中越地区を中心に生息している。

■群馬県

【特定鳥獣保護管理計画】

平成25年度に第1期計画を策定。

■岐阜県

【生息状況】

ほぼ全県に生息し、生息域は高山 帯にも拡大しつつある。

【特定鳥獣保護管理計画】

第1期計画(平成21年度策定、 平成 22 年度及び 24 年度一部変 更)

【生息状况】

全県

【特定鳥獣保護管理計画】 第1期計画(平成22年度策定、

平成 23 年度及び 25 年度一部改 正)

■愛知県

【生息状況】

県内の生息数は、10,000 頭を越 えている可能性がある。

【特定鳥獣保護管理計画】

第2期計画(平成23年度策定)

■埼玉県

【生息状況】

県中部以西の山地や丘陵地、丘陵 地に隣接する平野部に生息してい る。

【特定鳥獣保護管理計画】

第3次計画(平成23年度策定)

■静岡県

【生息状况】

ほぼ県内全域の約83%で生息が確認されている。

【特定鳥獣保護管理計画】

第2期計画(平成23年度策定)

■山梨県

BHIE!

【生息状況】

市街地や高標高地域を除くほぼ全域に生息してい る。

【特定鳥獣保護管理計画】

第2期計画(平成23年度策定)



3 被害状況

(1) 現在の被害分布

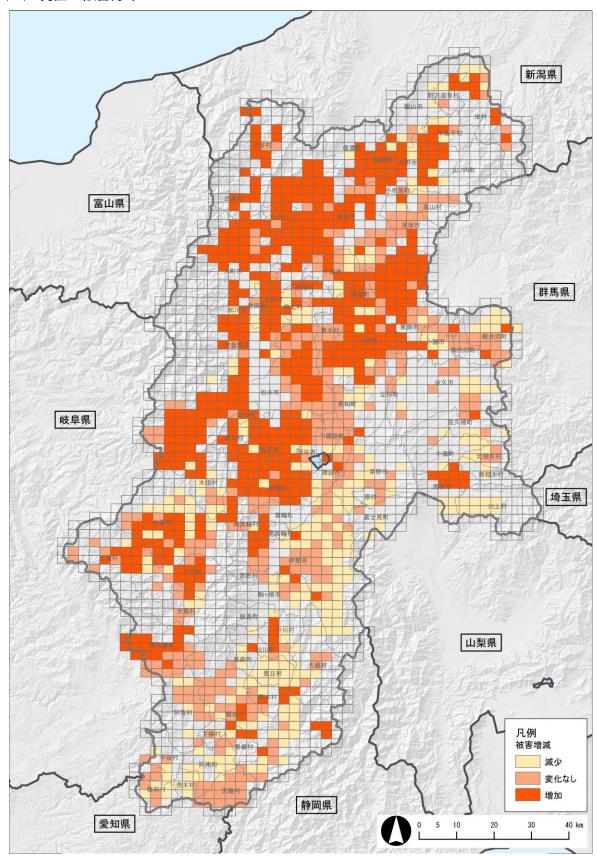
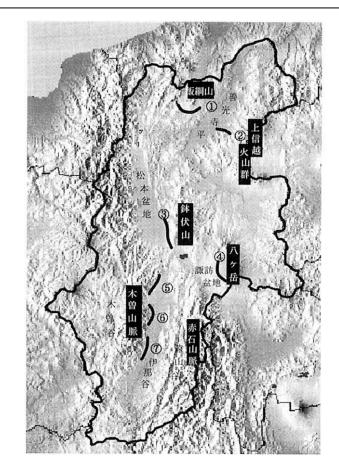


図4 5年前と比較した被害発生の増減(アンケート調査結果)

(2) 過去におけるイノシシの状況



| | 名称 | 市町村名 | 長さ | 築造年代 |
|----|--------------|------------------|-------|-------------------|
| 1 | 戸隠のシシ土手 | 長野市·飯綱町 | 10km | 宝永5年(1708) 以降 |
| 2) | 須坂市八町村の猪鹿除石積 | 須坂市 | 5.5km | 寛政元年 (1789)以前 |
| 3) | 鉢伏連峰西麓の猪土手 | 塩尻市·松本市 | 28km | 享保5年 (1720)以前 |
|) | 八ヶ岳西麓の猪土手 | 茅野市・原村・ 富士見町 | 16km | 享保19年 (1734) |
|) | 木曽山脈北東端の猪垣 | 辰野町・箕輪町・ 南箕輪村 | 20km | 元禄元年 (1688)以前? |
|) | 木曽山脈西駒嶽東麓の猪垣 | 伊那市·宮田村 | 8km | 寛保元年 (1741)以前 |
|) | 木曽山脈南東麓の猪垣 | 高森町·飯田市 | 16km | 元禄元年 (1688)以前 |
| | | • | | |

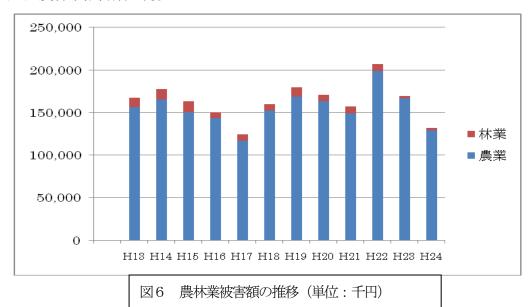
※長野県自然保護研究所は、現在の「長野県環境保全研究所」。

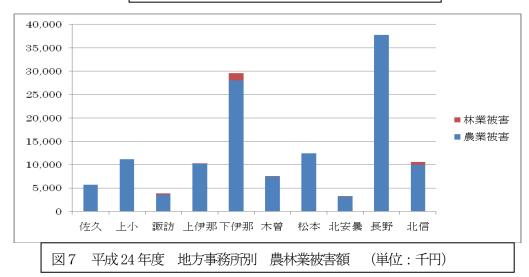
本県のイノシシは、現在では 県下のほとんどの地域に生息し ている。

このイノシシも以前は北部の雪深い地域では見られなかったことから、一般には近年の暖冬寡雪傾向に伴い分布を拡大していると思われているが、実際には絶滅した地域に再び拡大している状況であると考えられている。その証拠に、雪の少ない南部地域だけでなく、30年前に分布のなかった北部地域も含め、県下各地に猪垣の遺構が分布している。(図3)

また、善光寺平周辺においては、江戸時代中期に被害や被害対策に関わる記録が残っている。 地域絶滅の原因としては、農耕利用による里山の疎林化や草地化、行動の鈍る多雪地での高い捕獲圧によるものと考えられている。

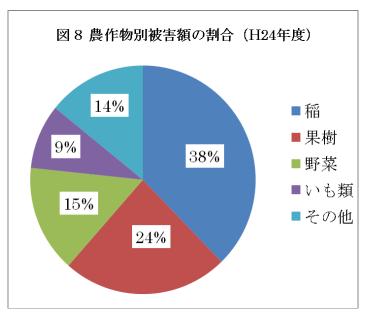
(3)農林業被害額の現状

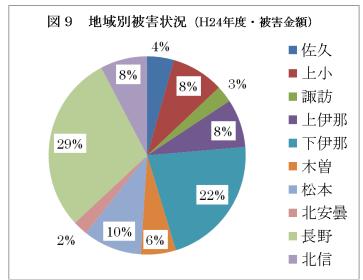


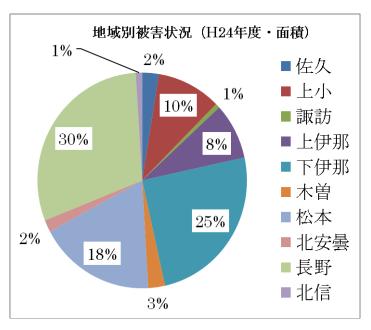


※ 農林業被害額は長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計結果によるものであり、 以下により調査を実施。

| 区分 | 調査方法 | 調査項目 | 被害額算出対象 |
|-------|--|---|---|
| 農業被害額 | 各市町村が J A等関係団体や農家からの聞き取り及び報告により、被害額取りまとめを実施。 | 被害面積被害量被害額 | ・農作物 (稲、麦類、豆類、雑穀、果 樹、飼料作物、野菜、いも 類、工芸農作物、その他) |
| 林業被害額 | 各市町村が森林組合等へ 被害区分・被害量を聞き 取り、被害額を算出。 | 被害面積被害金額被害材積被害時期 | ・林木・特用林産物 |







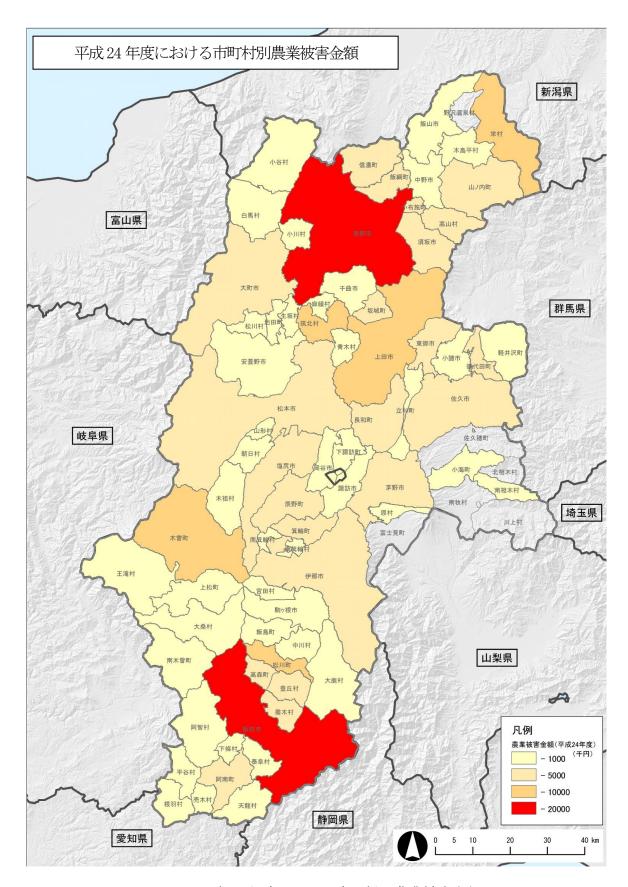


図10 平成24年度における市町村別農業被害金額

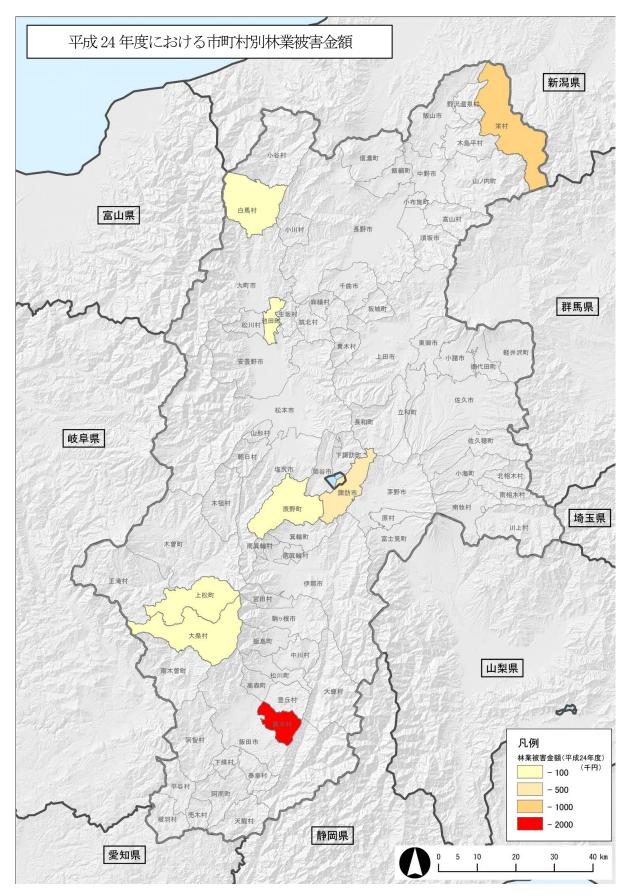


図11 平成24年度における市町村別林業被害金額

4 対策の効果と課題

被害防除対策方法についての効果と課題は以下のとおり。

(1) 対策方法別の効果と課題(表1)

| 方法 | 効果 | 課題 |
|------------------------------|---|--|
| 被害防除 (侵入防止柵の設置) | ・トタン柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵を各地の現地状況により選択され、設置された。これにより、農地への侵入が防がれ、被害が減少した地域がある。 | ・設置後のメンテナンスを行わないと、破損部、隙間部分等から突破され、侵入されてしまう。 ・周辺の緩衝帯整備が不十分だと効果が現れにない。 ・地形や道路、河川等の状況に応じて設置しなければ、効果が低くなる。特に、道路、河川を横切らざるを得ない部分(開口部)の対策が課題。 |
| 捕獲 | 被害地及びその周辺において加害個 体を中心に捕獲を実施することで被害 は軽減される | ・猟友会員の高齢化により、捕獲従事者が不足している。・民家周辺で出没した際、捕獲が困難である。・捕獲しても、時間経過とともに被害が再発する。 |
| 生息環境 (緩衝帯の整備、誘引要 因の除去) | ・イノシシの集落への出没頻度が減少する。・侵入防止柵のメンテナンスがしやすくなる。 | ・担い手の高齢化や離農者の増加により、 果樹や農作物の放棄や取り残しが発生している。また、緩衝帯整備後、継続整備の 人手不足がある。 ・離農等による耕作放棄地や、藪が多い河 川等も移動ルートとなっているので <u>被害情</u> 報マップを活用し、関係者と情報を共有し て取り組む必要がある。 |

(2) 防除対策の状況

イノシシ防除に係る侵入防止柵の主な種類

| 防護柵 | 資材の特徴と価格 (m当たり) | 囲い方などの ポイント | 野生獣の侵入 防止効果 | |
|---|---|--|-----------------------------|--|
| トタン板 | 幅80cmのトタン板が効果 的。200~500円/m程度。 | おもにイノシシに対し て用いる。隙間をつく らないように設置。 | イノシシ: O シカ : × サル : × | |
| 金網 フェンス | 野生獣に押し広げられに くいように10cm以下の目 合いがよい。200円~1,200 円/m程度。 | 対象獣に応じた柵の高 さ、接地面の処理が必 要。 | イノシシ:◎ シカ :◎ サル :× | |
| ワイヤーメッシュ | イノシシ用は、径 5mm 以 上の鉄棒で、目合いは 10cm 以下(幼獣の侵入防 止)のメッシュがよい。 250 円~500 円/m程度。 | おもにイノシシに用いる。上部を折り返すと 侵入防止効果が高い。 またシカを防ぐには2 mの高さが必要。 | イノシシ:◎ シカ :○ サル :× | |
| ネット | イノシシ、シカは金属線 を編みこんだ獣害専用ネット(目合いは10cm以下) が効果的。サルはポリエ チレン製・テグス製の網 (目合い4~5cm程度) などを使用。200円~1,200 円/m程度。 | 侵入方向にネットを垂 らしてイノシシ、シカ の侵入防止を図る。 | イノシシ: 〇 シカ : 〇 サル : 〇 | |
| 電気柵(電線型) | アルミ線、針金あるいは 金属線を編みこんだロー プなどを使用。250~1,000 円/m程度。 | 漏電防止のため防護柵の中では、最も除草に手間がかかる。サルを防ぐには、侵入に数砂の時間がかかるような工夫が必要。 | イノシシ: ◎ シカ : ◎ サル : ○ | |
| 電気柵 (ネット 型) | 通電性(金属などを編み こんだ)を持ったネット を使用。1,000~3,000円/ m程度。 | おもにサルに対して用 いる。管理は同上。 | イノシシ:◎ シカ :◎ サル :◎ | |
| 電気柵 こんだ)を持ったネット おもにサルに対して用 シカ : ◎ (ネット を使用。1,000~3,000円/ いる。管理は同上。 ### : ◎ | | | | |

1) トタン柵

イノシシには 1.2mの柵を乗り越えるジャンプ力と、50~60kg の重さのものを押しのける力があり、トタン板の強度や形状では物理的に遮断はできないが、目隠し効果により一定の効果を発揮すること、比較的安価で設置も手軽なことから県下各地で導入されている。

なお、隙間があるとそこを破壊して侵入するケースがある。

2) ワイヤーメッシュ柵

トタン柵よりは高価だが、強度があること、高さが確保できることから導入されている地域が増えてきている。

上部を外側に折り返して高さを誤認させることにより効果を高めた「忍び返し柵」の導入も始まっている。

なお、目隠し効果がないため、執着の高い農地では繰り返しのアタックにより 破壊される危険性もある。

3) 電気柵

電気ショックにより侵入を阻止するものであり、イノシシの場合、柵を登る能力がないため3~4本のプラス線による簡易柵で効果を発揮し、比較的安価であることから各地で導入されている。

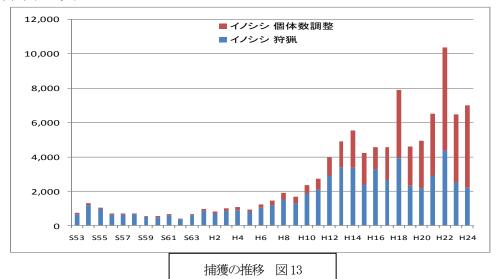
一方で、管理不足による漏電等で効果を発揮しない柵、能力的に十分な電圧が 確保できない粗悪品の柵等も見受けられ、「電気柵は効かない」という誤解の元に なっている。

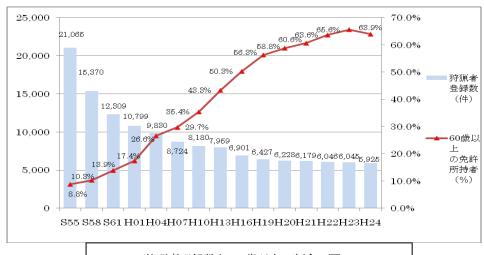
県下における侵入防止柵の設置状況(表2)

| 区 | 分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 計 |
|--------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 侵入防止柵設 | 置(m) | 103,133 | 139,728 | 242,621 | 109,555 | 391,188 | 410,992 | 1,397,217 |

※国庫・県単事業に限る

(3) 捕獲対策の状況





狩猟者登録数と60歳以上の割合 図14

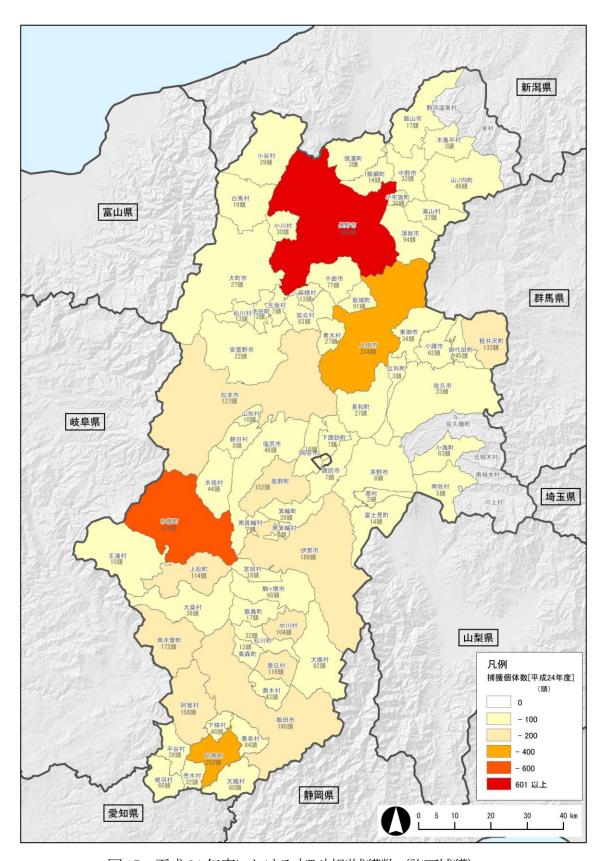
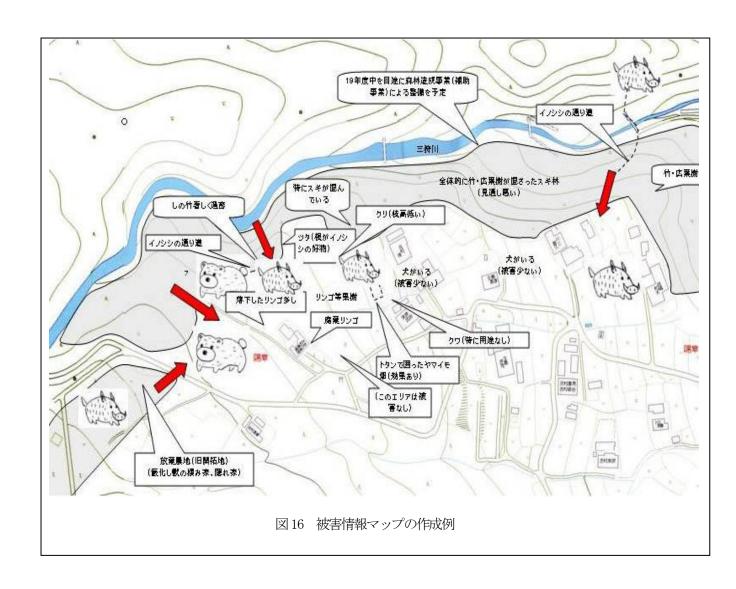


図15 平成24年度における市町村別捕獲数(許可捕獲)

5 被害情報マップ作成例

記載する (①生息情報:目撃位置、目撃時期 (②加害情報:加害位置、加害対象、加害の時期 (③防除情報:柵、追い払い等の実施位置 (④捕獲情報:捕獲位置、捕獲方法、捕獲頭数、捕獲の内訳 (⑤その他:餌やりが行われている場所、廃果置き場 等
 ①苦情等の集計 (②注民等からの聞取り (③アンケート (④現地調査等)



6 計画策定に使用した調査資料の概要

第2期特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)策定にあたっては、以下データ用いて情報を整理した。

- ・既存資料(捕獲頭数、最大積雪深、被害対策等に関する文献等)
- アンケート調査

市町村、森林組合、国有林、JA、猟友会、鳥獣保護員、山小屋等観光施設を対象 (発送数:794、回収数:460、回収率:57.9%)

※様式次頁参照

- 捕獲調査票集計
- ・有識者への聞き取り
- ・関係者への聞き取り(アンケート回答者へ内容確認等)

(1) マップ作成に使用したデータ (平成21年度調査と比較)

| → ¬° t7 | 使用デ | - |
|---------------------------------------|---|---|
| マップ名 | 平成 21 年度調査 | 今回の調査(平成25年度) |
| 生息分布マップ (P14 図1 P15 図2) | ・アンケート調査 (市町村、森林組合、JA、猟友会、 鳥獣保護員、山小屋を対象) ・聞き取り調査 | ・アンケート調査・捕獲調査票集計・聞き取り調査 |
| 5年前と比較した 分布マップ (P16 図3) | ・アンケート調査 (市町村、森林組合、JA、猟友会、 鳥獣保護員、山小屋を対象) ・聞き取り調査 | ・アンケート調査・聞き取り調査 |
| 5年前と比較した被害発生 増減マップ (P18 図4) | 作成していない | •アンケート調査 |
| 市町村ごとの被害額 マップ (P22 図10、P23 図11) | 作成していない | ・市町村ごとの被害額、被害面積に関する統計データ |

| 長野県 イノンン矢見状況アンケート調 | 野県 | シシ生息状況アンケート記 | 国杏画 |
|--------------------|----|--------------|-----|
|--------------------|----|--------------|-----|

| 所属: | 記入者: |
|-----|------|
| | |

イノシシの生息状況や被害状況に関するアンケートへのご協力をお願いします。お寄せいただいた情報は、イノシシの特定鳥獣保護管理計画の策定にあたっての基礎情報として活用します。 以下の項目について、住民あるいは組合員から寄せられた目撃及び被害情報のすべてをご記入ください。

- 管内で、<u>最近一年間に</u>野生のイノシシの生息を確認しましたか。 (ご自分で見ただけでなく、人から聞いた、被害があった場合も含めてください。) (下のどちらかに丸をつけてください。)
 - 1) 生息を確認した 2) 生息を確認してない
- 2. 管内で、<u>最近一年間に</u>野生のイノシシによる被害がありましたか。 (下のいずれかに丸をつけてください。)
 - 1) 被害があった 2) 被害はない 3) わからない

| 3. | イノシシを確認した、 | あるいは被害があった地区ごとに、下の表についてご記入ください。 | |
|----|-------------|------------------------------------|---|
| | (表の記入例を参考にこ | 記入ください。番号ごとに同封した地図への位置の記入もお願いします。) |) |

| 4. | ご意見等ありましたらお書きください。 |
|----|--------------------|
| | |
| | |

| | | イノシシの 確認方法 | 被害の有無 | 被害種別 | | 確認時期 | 5年前と比べ 目撃や被害発生 頻度の比較 | 実施した対策と効果 | |
|------|----------------|--------------------------------|----------------|--|------------------|--|--------------------------------|---|------------------------|
| No. | | 1) 目撃 2) 人からの情報 3) 食べ跡など | 1) あり 2) なし | 1) 農作物 2) 林産物 3) 生活被害 4) 人身被害 ※複数回答可 | | 1)春(3~5月) 2)夏(6~8月) 3)秋(9~11月) 4)冬(12~2月) ※複数回答可 | 1) 減少した 2) 変わらない 3) 増加した | 1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有無 不明) 5) 藪払い (効果: 有無 不明) | その他 特記事項 |
| 例① | ○○市○○地区 ▲集落 | 1) 2) 3 | ① あり 2) なし | 1) 2) 3) 4) | サトイモ、タケ ノコ、水稲 | 1) 2) (2) (4) | 1) (2) 3) | 1) 捕獲 (<u>10 頭</u>) 不明の場合空欄 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明) | 爆音機を実施するが効果なし |
| 例(2) | | 2) 3) | ありなし | 1) 2) 3) 4) | | 1) 2) 3) 4) | 2) 3) | 1) 捕獲 (<u>頭) 不明の場合空欄 (効果: 有無 不明) (効果: 有無 不明)</u> | 対策を実施した結果、被害は最近発生していない |
| 1 | | 1) 2) 3) | 1) あり 2) なし | 1) 2) 3) 4) | | 1) 2) 3) 4) | 1) 2) 3) | 1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄(効果: 有無 不明) 3) 金網細 (効果: 有無 不明) 4) ネット柵(効果: 有無 不明) (効果: 有無 不明) 5) 藪払い (効果: 有無 不明) | |
| 2\ | | 1) 2) 3) | 1) あり 2) なし | 1) 2) 3) 4) | | 1) 2) 3) 4) | 1) 2) 3) | 1) 捕獲 (| |

この番号ごとに、位置もしくは範囲を同封の地図に<u>赤色のペン</u>でご記入をお願いします。

⇒ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

◆ご協力ありがとうございました。<u>この用紙および地図を10月31日(木)までに同封の封筒に入れて返送</u>をお願いします。◆

アンケートについてのお問い合わせは、長野県林務部野生鳥獣対策室(TEL:026-235-7273)までお願いします。

また、ご回答の内容について本調査の分析を受託している(株)環境アセスメントセンターから照会がある場合がありますので、よろしくお願いします。

(様式例1)

捕獲記録表(平成年度)

市町村名

| | 使用猟具 | | | ワナの 設置数 | ニホンジカ | | | | | 1 | ノシシ | | | | |
|----------|---------|---|--|-------------|-------|-----|----|-----|----|--------|-----|----|------|------|---------|
| 出猟 月日 | | | | | | 目撃数 | | 捕獲数 | | 目撃数 | 捕獲数 | | 従事者数 | わな台数 | |
| | | | | | オス | メス | 不明 | オス | メス | (性別不問) | オス | メス | | | |
| 記入例 | (鏡・くくり・ | | i ! | | | | | | | | | | | | |
| 1/18 | 箱罠·囲罠 | 0 | 1 | 8 | | 1 | | | | 2 | | | | 5 人 | |
| 記入例 | 銃・くくり・ | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2/15 | (箱罠) 囲罠 | 1 | 7 | 2 | 4 | | | | | | 1 | | 2 | 人 | くくりわな5台 |
| | 銃・くくり・ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | ! | ! ! ! | | | | | | | | | | 人 | |
| | 銃・くくり・ | | | ! | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | ! ! | ! ! | | | | | | | | | | 人 | |
| | 銃・くくり・ | | ; ! | ; ! | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | ! ! | ! ! ! | | | | | | | | | | 人 | |
| | 銃・くくり・ | | ; ! | ! ! | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | ! ! | ! ! ! | | | | | | | | | | , . | |
| | | | <u>: </u> | : | | | | | | | | | | 八 | |

- *1 許可捕獲の実施に際して記録をお願いします。
- *2 出猟するも捕獲実績(猟果)、目撃がなかった場合も、捕獲数以外の内容を記入してください。
- *3 目撃数は、メッシュごとに従事者が目撃した頭数について記入してください。(捕獲頭数も目撃数に追加してください。)

☆ニホンジカ、イノシシの狩猟による出猟・捕獲状況の調査に御協力願います。

(様式例2)

出猟・捕獲カレンダー

長 野 県

| 氏 名 | 狩猟者登録番号 | わな | 第1種 |
|-----|---------|----|-----|
|-----|---------|----|-----|

| | | | | | | ニホンジカ | | | | | / | イノシシ | | | |
|-----------|---------|---|-------------------|-------------|----|-------|-----|-----|----|--------|-----|------|---|----------------|---------|
| 出猟 使用猟具 対 | | | 捕獲した地域のメ ワッシュ番号 記 | | | | 目撃数 | 目撃数 | | 獲数 | 目撃数 | 捕獲数 | | グループ猟 同行者人数 | わな台数 |
| | | | | | オス | メス | 不明 | オス | メス | (性別不問) | オス | メス | | | |
| 記入例 | 鏡・くくり・ | | ! ! | | | | | | | | | | | | |
| 1/18 | 箱罠·囲罠 | 0 | 1 | 8 | | 1 | | | | 2 | | | | 5 人 | |
| 記入例 | 銃・くくり・ | | | ! ! ! | | | | | | | | | | | |
| 2/15 | (箱罠) 囲罠 | 1 | 7 | 2 | 4 | | | | | | 1 | | 2 | 人 | くくりわな5台 |
| | 銃・くくり・ | | <u> </u> | ! ! ! | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | | ! ! ! | | | | | | | | | | 人 | |
| | 銃・くくり・ | | | ; ! | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | | : : | | | | | | | | | | 人 | |
| | 銃・くくり・ | | ! | | | | | | | | | | | | |
| | 箱罠·囲罠 | | : | ! ! ! | | | | | | | | | | | |
| | | | ! | ; | | | | | | | | | | 人 | |

- *1 このカレンダーは狩猟者登録証と一緒に返納してください。
- *2 狩猟者登録証の捕獲報告欄(裏面)には、この出猟カレンダーの捕獲頭数をシカ・イノシシ別に合計して記入してください。
- *3 グループ猟の場合は捕獲頭数が重複しないようにするため、代表者の方が記入して提出してください。
- *4 出猟するも捕獲実績(猟果)、目撃がなかった場合も、捕獲数以外の内容を記入してください。
- *5 わなの見回り日について、捕獲できていなくても出猟月日として記入してください。
- *6 目撃数は、メッシュごとに自分が目撃した頭数について記入してください。(捕獲頭数も目撃数に追加してください。)